

令和 5 年 (2023) 1 2 月 6 日

自治労豊中市学校司書労働組合
執行委員長 山下 綾子様

豊中市教育委員会
教育長 岩元 義継



回答書

令和 5 年 11 月 30 日付学司労 5 5 号で、貴組合から要求のあった事項に対し、下記のとおり回答します。なお、貴組合の要求内容については、一部、管理運営事項等、交渉事項に該当しないと考えられる事項が含まれている部分（波線箇所参照）がありますが、便宜上、交渉事項に該当するか否かを区別せずに回答します。

記

1. 学校司書の労働条件については、労使慣行を尊重し、事前に協議ならびに合意の上、実施すること。

【回答】よき労使関係のもと進めていきたい。

2. 学校司書の労働条件として、同一価値労働・同一賃金の観点から、常勤職員との均等待遇を早期に実現すること。また、手当の均等待遇として、住宅手当、一年ごとの給与の再格付けなど学校司書の給与を改善すること。

【回答】全庁的な課題であり、市の方針にそって対応していきたい。

3. 学校司書が継続して働けるよう、早期に任期の定めのない短時間勤務職員制度を創設すること。

【回答】全庁的な課題であり、市の方針にそって対応していきたい

4. 再雇用制度について

- 1) 学校司書の任用年齢について、年金支給時期や欠員の観点より早期に 6 5 歳までとすること。
- 2) 学校司書の再雇用制度の創設について協議を実施すること。

【回答】全庁的な課題であり、市の方針にそって対応していきたい。

5. 小中一貫校と大規模校の学校司書の複数配置については、業務量に応じて複数配置とするなど、労働条件の維持向上に努めること。

【回答】令和 4 年度から 5 年度の 2 年の実績などをふまえ、労働条件の改善にむけて努めてまいります。

6. 地域館の変更など、業務に影響することについては事前に協議ならびに合意の上、実施すること。

【回答】必要に応じて情報提供を行い、業務に影響がないよう、取り組みをすすめていきたい。

7. 職務上で必要性のある会議・業務などについては、学校長・読書振興課長の判断のもと、時間外勤務命令を行うこと。

【回答】時間外勤務削減については課題と認識しており、削減に向けて取り組みたい。一方で時間外の申請については学校長等への周知に努めていきたい。

8. 学校司書の専門性向上のため、研修機会を増やすことができるよう、勤務上の配慮をすること。

【回答】専門性向上に向け、必要な研修機会を確保できるよう今後とも配慮に努めたい。

9. 学校司書が安心して休暇等を取得することができるよう、欠員等に対する確実な代替職員の配慮など必要な措置を講じること。

【回答】業務に影響がないよう、取り組みをすすめていきたい。

以上